

《東通消防署からのお知らせ》

春の火災予防運動 令和8年4月13日～19日



全国統一防火標語「**急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし**」

上記の日程で春の火災予防運動が実施されます。空気が乾燥していますので暖房器具の使用は十分に注意してください。洗濯物がストーブに落下したことが原因で火災が発生することがありますので可燃物をストーブの近くに置かないなど注意をお願いします。

「感震ブレーカー」をつけましょう！

東日本大震災における本震による火災原因の過半数が電気関係の火災でした。電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的です。地震発生時にブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段ですので、感震ブレーカーをつけましょう。

上下水道課からのお知らせ

◆下水道に異物を流さないでください！

下水道処理施設及び排水管において、下水道管から流れてきた異物によるトラブルが多発しています。排水管の詰まりなどの原因になりますので、下水道には次のものは流さないでください。

なお、流せるウェットティッシュでも、大量に流すと排水管が詰まる場合がありますので、適正な使用をお願いします。

流してはいけないもの

①布類、水に溶けない紙類及び衛生用品

タオル、モップ、ティッシュペーパー、水に溶けないウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ など

②油類、食べ物及び髪の毛食用油、生活残飯、野菜くずなどの固形物、髪の毛 など

◆汚水マスが破損してしまった場合は修繕してください！

宅地内汚水マスを破損してしまった場合は、早急に修繕くださるようお願いいたします。破損状態で使用すると、下水道管内に土等が流入し、マンホールポンプの故障につながる恐れがあります。

また、宅地外にある野花菖蒲が描かれた公共マスが破損しているのを見つけた場合は、上下水道課にご連絡くださるようお願いいたします。

【問合せ先】

上下水道課上下水道グループ

☎0175-33-2352

水質検査結果のお知らせ

令和8年2月5日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。
検査依頼先：(一財)青森県薬剤師会 食と水の検査センター

| 採水年月日 | 採水場所 | 検査判定 |
|----------|--------|---------|
| 令和8年2月5日 | 岩屋浄水場 | 水質基準に適合 |
| 令和8年2月5日 | 野牛浄水場 | 水質基準に適合 |
| 令和8年2月5日 | 大平滝浄水場 | 水質基準に適合 |

※令和7年4月1日から、東通村上下水道課より委託を受けた協同組合東通村管工事協会が、水道メーターの開閉栓業務を行いますのでよろしく申し上げます。ご不明な点がございましたら、☎0175-33-2352にてご対応させていただきます。